

別紙 10 電気保安規程

保 安 規 程

作成年月日
届出年月日

令和 2 年 8 月 20 日
令和 2 年 8 月 31 日

内 容

業 種	水道業 （下水道業）	事業場の名称	大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター			
		所 在 地	大阪府松原市天美西 7 丁目 2 6 5 番地の 1			
総 括 管 理 者		氏名	役職名 所 長			
施 設 管 理 者		氏名	役職名 今池管理センター長			
電気主任技術者		氏名	資格 第 2 種	選任の種別及び年月日 選任 平成 31 年 4 月 15 日		
保安業務組織		添付組織図のとおり				
供給変電所名		関西電力株式会社 天美変電所				
受 電 設 備	受 電 電 圧	77,000 V	受電用遮断器	真空遮断器		
	契 約 電 力	4,100 kW		84kV 800A 25kA		
		最 大 電 力	4,100 kW	受電設備形態	屋内設置キュービクル型	
発 電 設 備	電 圧	6,600 V	原 動 機	種 類	ディーゼル機関	
	出 力	(NO.1) 1,600 kW (NO.2) 2,400 kW		燃料消費量	(NO.1) 446.5 L/h (NO.2) 711.6 L/h	
				常用・予備の別	予備	
保安上の責任分界点		構内設備に関する協定書（第 2 条から第 4 条）のとおり				
財産上の分界点		構内設備に関する協定書（第 2 条から第 4 条）のとおり				
備 考						

※ 発電設備、原動機の燃料使用量については、重油換算で記載すること。

主要な変更事項

年 月 日	記 事	記 事
平成 20 年 4 月 1 日		大和川下流流域下水道組合解散に伴う事務継承
平成 26 年 7 月 1 日		処理施設増設に伴う需要設備新設等
平成 30 年 1 月 19 日		需要設備の構内縮小（堺市緊急復旧工事関連）
平成 30 年 2 月 28 日		保安業務組織見直しに伴う条文改定等
平成 30 年 6 月 26 日		需要設備の構内拡張（堺市緊急復旧工事関連）
令和 元年 8 月 28 日		需要設備の構内縮小（阪神高速大和川線関連工事） 第 2 章第 5 条の二 保安業務組織の見直しに伴う条文改定
令和 2 年 8 月 20 日		管理棟需要設備の更新に伴う単線結線図の変更 施設管理者の変更 組織図の変更

第1章 総則

【目的】

第 1 条 大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター（以下「当事業場」という。）における自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づきこの規程を定める。

【効力】

第 2 条 当事業場の管理者及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を順守するものとする。

【細則の制定】

第 3 条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を定めるものとする。

【規程等の改正】

第 4 条 この規程の改正または前条に定める細則の制定あるいは改正にあたっては、電気主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

【保安業務の組織】

第 5 条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する責任の所在を明確にし、並びに指揮命令系統及び連絡系統を明確にするため、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務を遂行する組織構成は次に定めるところによるものとする。

- 一 南部流域下水道事務所長（以下「総括管理者」という。）は保安業務を総括管理し、今池管理センター長（以下「施設管理者」という。）はこれを補佐する。
- 二 法令及びこの規程に基づく保安監督の職務を的確に遂行するため、総括管理者は電気主任技術者を選任する。
- 三 保安業務の分掌及び関連する職位階層の職名及び担当業務区分並びに職務権限は添付組織図のとおりとする。

四 保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は添付組織図のとおりとする。

【設置者の義務】

第 6 条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定又は行おうとするときは、電気主任技術者の意見を求めるものとする。

- 2 電気主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。
- 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係のある場合には、電気主任技術者の参画のもとに立案し、決定するものとする。
- 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、電気主任技術者を立ち会わせるものとする。

【電気主任技術者の義務】

第 7 条 電気主任技術者は、総括管理者及び施設管理者を補佐し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を総括しなければならない。

- 2 電気主任技術者は、法令及びこの規程を順守し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。
- 3 電気主任技術者の執務は次の各号に定めるところにより行うものとする。
 - 一 当事業場に常時勤務するものとする。
 - 二 電気主任技術者の連絡方法については、受電室その他見やすい箇所に掲示しておくとともに、電気主任技術者との連絡責任者を選任しておくものとする。

【従事者の義務】

第 8 条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

【電気主任技術者不在時の措置】

第 9 条 電気主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

- 2 代務者は、電気主任技術者の不在時には、電気主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

【電気主任技術者の解任】

第 10 条 電気主任技術者が次の各号に該当する場合は、解任することができるものとする。

- 一 電気主任技術者が病気等により欠勤が長期にわたり、保安の確保上不適当と認

められたとき。

- 二 電気主任技術者が法令又はこの規程の定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不適当と認められたとき。

第3章 保安教育

【保安教育】

- 第11条 電気主任技術者は電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関し必要な知識及び技能の教育を計画的に行わなければならない。

【保安に関する訓練】

- 第12条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、事故その他非常災害が発生したときの措置について少なくとも年1回以上実地指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

【工事計画】

- 第13条 電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、電気主任技術者の意見を求めるものとする。
 - 2 電気主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「補修工事」という。）の年度計画を立案し、総括管理者の承認を求めなければならない。
 - 3 前項の計画は、当事業場の各部門との連絡を緊密にし、その意見を聴いて行わなければならない。

【工事の実施】

- 第14条 電気工作物に関する工事計画の実施にあたっては、当事業場の事業活動等と調整を図り、総括管理者の承認を経てこれを実行するものとする。
 - 2 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、必要に応じ作業責任者を選任し、電気主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。
 - 3 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、電気主任技術者においてこれを検査し、保安上支障が無

いことを確認した上で引き取るものとする。

- 4 工事の実施にあたっては、その保安を確保するために別に定める作業心得によって行わなければならない。
- 5 作業心得は、次の各号について定めるものとする。
 - 一 停電範囲と時間、作業用器具等の準備状況の電気主任技術者による確認。
 - 二 作業時間、停電時間及び危険区域の表示。
 - 三 停電中の遮断器、開閉器の誤操作の防止措置。
 - 四 作業責任者の氏名とその責任。
 - 五 作業終了時の点検及び測定。
 - 六 その他必要な事項。

第5章 保守

【巡視、点検、測定】

- 第15条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表第1に定める基準により行わなければならない。
- 2 電気主任技術者は、別表第1に定める基準により電気工作物の保守業務の指導監督を行うにあたっては、当事業場の事業活動等と調整を図り年度実施計画を作成し、施設管理者の承認を経てこれを実施しなければならない。
 - 3 巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

【法定事業者検査の体制】

- 第16条 法定事業者検査は、電気主任技術者の監督の下、別途定める必要な事項をあらかじめ決定した上で行うものとする。

【事故の再発防止】

- 第17条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止に遺漏のないよう措置するものとする。

第6章 運転又は操作

【運転又は操作等】

第18条 電気工作物の運転又は操作の基準は、別に定める細則によるものとする。

- 2 前項の細則は、次の各号について定めるものとする。但し、遮断器、断路器の開閉その他必要な事項については、関西電力株式会社（以下「電気事業者」という。）との間に締結している「給電申合書」によるものとする。
 - 一 平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統。
 - 二 電気工作物の軽微な事故を修理し又は使用を停止し、若しくは使用を制限する等の応急措置並びに報告又は連絡要領。
 - 三 電気事業者の供給変電所又は所轄営業所との連絡事項。
 - 四 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法の揭示。

第7章 災害対策

【防災体制】

- 第19条 台風、洪水、地震、火災その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、防災思想に従業者に徹底し、応急資材を備蓄するとともに、災害発生時の措置に関する体制をあらかじめ整備し、並びに当事業場外関係機関との協力体制及び連携体制を整備しておくものとする。
- 2 電気主任技術者は、非常災害発生時において、電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。
 - 3 電気主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。

第8章 記録

【記録等】

- 第20条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、別表第2に定めるところにより記録し、これを必要な期間保存するものとする。
- 2 主要電気機器の補修記録は別表第3に定める設備台帳により記録し、必要な期間保

存するものとする。

- 3 法定事業者検査の記録は、別表第4に定めるところにより記録し、必要な期間保存するものとする。

第9章 責任の分界

【責任の分界点】

第21条 電気事業者との保安上の責任及び財産分界点は、平成28年12月6日付で関西電力株式会社と締結した「構内設備に関する協定書」第2条から第4条に基づくものとする。

【需要設備の構内】

第22条 当事業場の需要設備の構内は添付構内図（需要設備の構内図）に示すとおりとする。

第10章 整備その他

【危険の表示】

第23条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険の恐れのあるところには、人の注意を喚起する表示を設けなければならない。

【測定器具類の整備】

第24条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は常に整備し、これを適正に保管しなければならない。

【図面、書類の整備】

第25条 電気工作物に関する結線図、系統図、配線図、主要機器関係図、設計図、仕様書、取扱説明書等については整備し、必要な期間保存しなければならない。

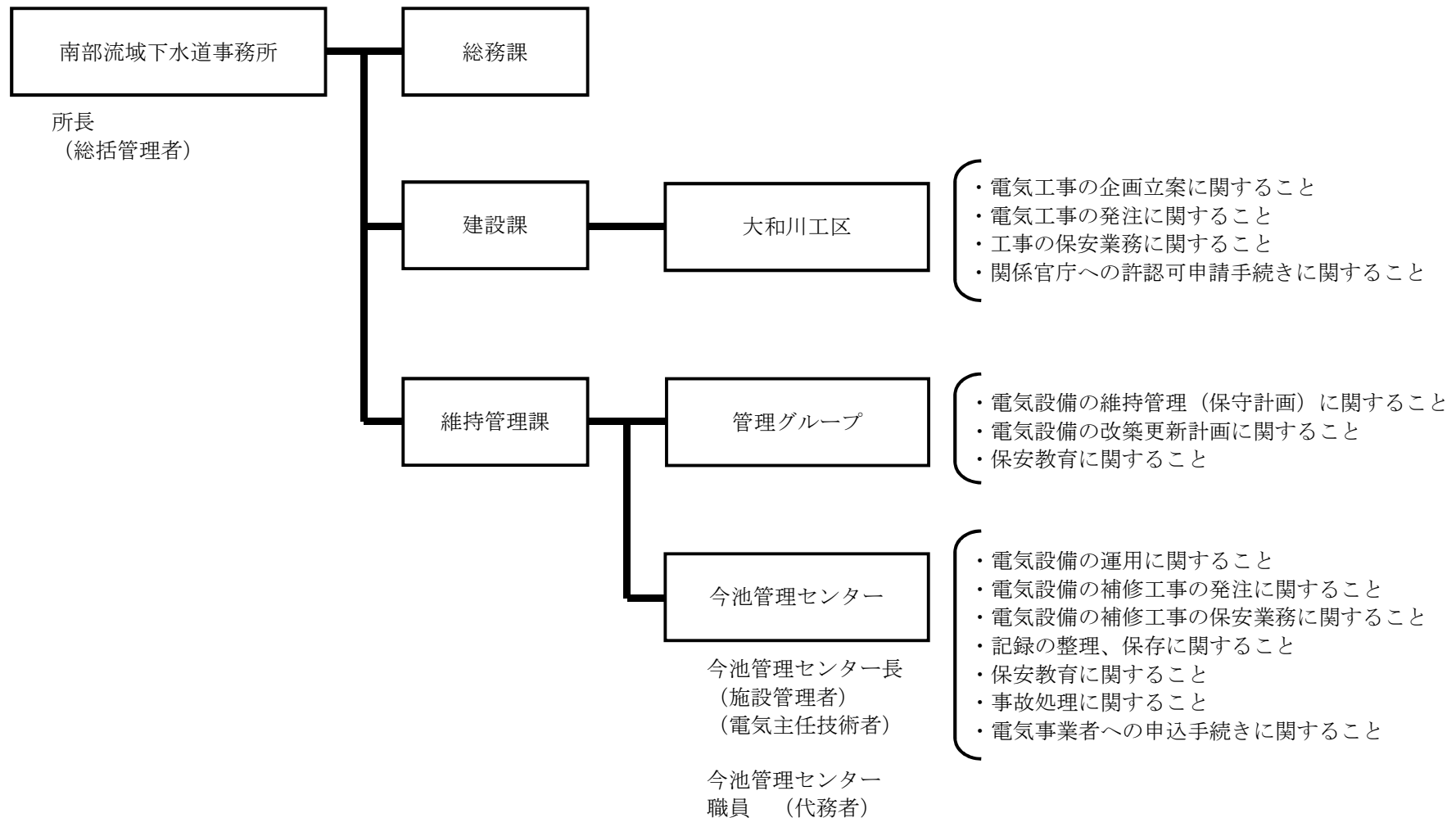
【手続き書類等の整備】

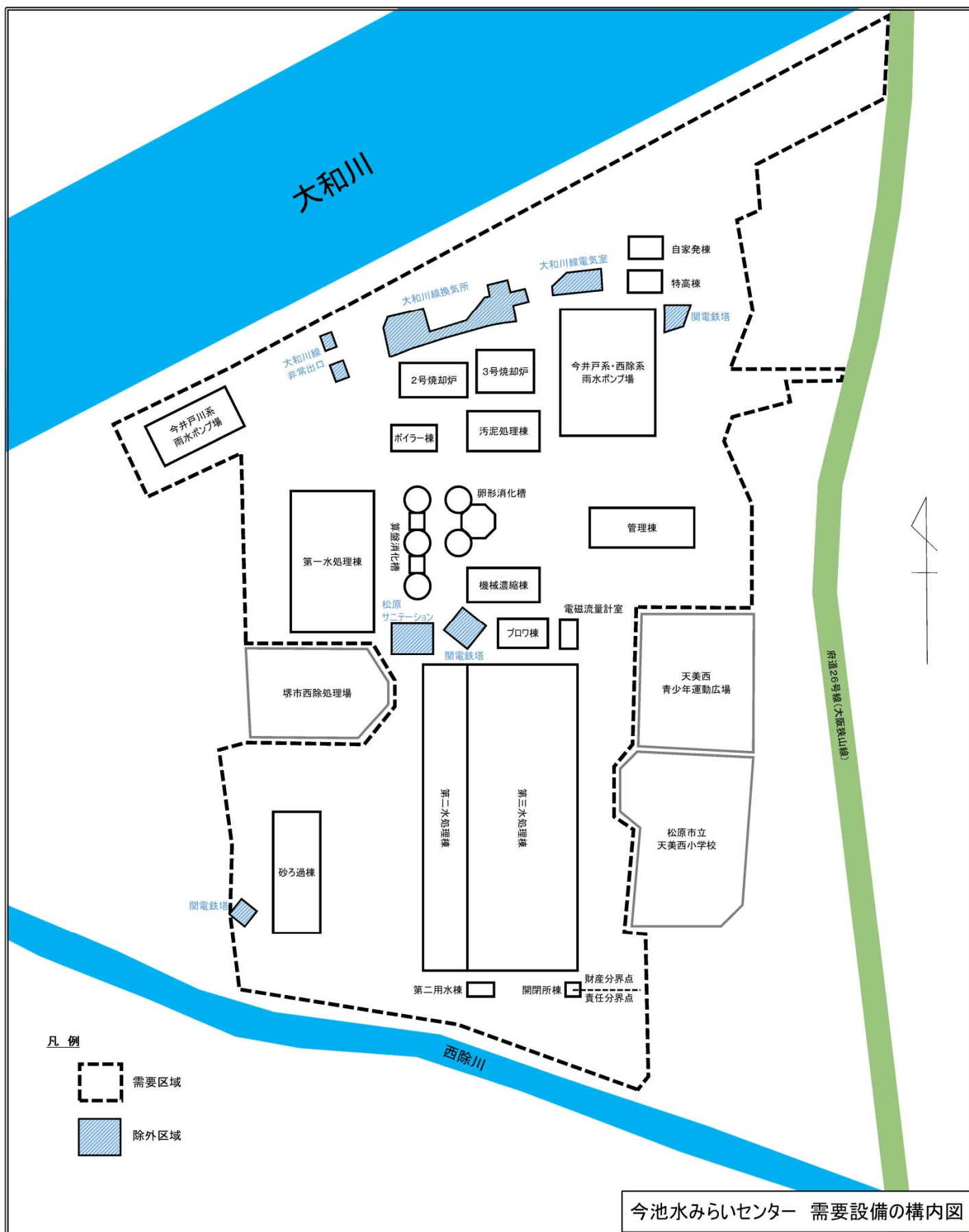
第26条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要な文書については、その写しを必要な期間保存しなければならない。

付則

1. この規程は、平成26年7月 1日から施行する。
2. この規程は、平成30年2月28日から施行する。
3. この規定は、令和 元年8月15日から施行する。
4. この規定は、令和 2年8月20日から施行する。

組織図（今池水みらいセンター）





別表第1

巡視点検測定及び手入基準

目	項	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測 定		
		No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目
受	電線及び 支 持 物	1	1ヶ月	電線の高さ及び他 の工作物樹木との 離隔距離	1	1年	電柱、腕木、がい し、支線、支柱、 保護網などの損傷 腐食	1	3年 ～5年	必要により特定対 象を定めて行う(点 検箇所、部位は定 期巡視点検より抜 粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	標識保護さくの状態	2	1年	電線取付状態、弛 度						
					3	1年	その他必要事項						
変	ケーブル	1	1ヶ月	ヘッド、接続箱、 分岐箱など接続部 の加熱、損傷、腐 食及びコンパウン ド油漏れ	1	1年	ケーブル腐食、き れつ、損傷	1	5年	必要により特定対 象を定めて行う(点 検箇所、部位は定 期巡視点検より抜 粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	その他必要事項				2	1年	接地抵抗測定
		2	1ヶ月	布設部の無断掘削				2	3年 ～5年	地盤沈下の影響			
電	断 路 器	1	1ヶ月	受けと刃の接触、 過熱、変色、ゆるみ	1	1年	停止して受けと刃 の接触、過熱、ゆる み、荒れ具合				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	汚損、異物付着	2	1年	汚損、きれつ						
		3	1ヶ月	その他必要事項	3	1年	フレ止め装置の機 能						
設	遮 断 器 開閉器類	1	1ヶ月	外観点検、汚損、 油洩れ、きれつ、 過熱、発錆、損傷	1	1年	停止して外部の損 傷、腐食、過熱、 油量、発錆、変形、 ゆるみ	1	2年又 は一定 の遮断 回数に よる	停止して内部につ いて接触子の荒れ 具合、ゆるみ、変 形、焼損、損傷	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	指示、点灯	2	1年	操作具合、機構	2	"	操作機構及び付属 装置の各部点検	2	1年	接地抵抗測定
		3	1ヶ月	その他必要事項	3	1年	付属装置の状態	3	"	遮断速度測定(開 極投入時間最小動 作電圧及び電流の 測定を含む)	3	3年	絶縁油試験
備	母 線				4	1年	油の汚れ、必要に よりその特性調査				4	不定期	必要により動 作特性
					5	1年	接地線接続部	4	"	その他必要事項			
					6	1年	その他必要事項						
			</										

目	項	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測 定		
		No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目
受 変 電 設 備	受 電 用 変 圧 器	1	1ヶ月	本体の外部点検、漏油、損傷、汚損、変形、ゆるみ、発錆、腐食 振動、音響、油量 温度	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、油量	1	5年 ～10年	停止して内部について点検(コイル 接続部、リード線、鉄心、その他各部)	1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	付属装置各部の点検(機能及び状態)	2	5年	付属装置及び機器の内部点検	2	1年	接地抵抗測定
		2	1ヶ月	付属装置の点検、動作状態、取付状態	3	1年	油の汚れ、必要により特性調査	3	5年	その他必要事項	3	3年	必要により絶縁油試験
	計 器 用 変 成 器	1	1ヶ月	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、油洩れ、油量、温度、音響、ヒューズの異常	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、接触、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、油洩れ、ヒューズの異常	1	3年	油入式について、停止して内部の点検	1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	接地線接続部	2	2年	必要により油の汚れ及び特性調査	2	1年	接地抵抗測定
		2	1ヶ月	その他必要事項	3	1年	その他必要事項	3	3年	その他必要事項			
	避 雷 器	1	1ヶ月	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損	1	1年	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損、コンパウンドの異常				1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定
		2	1ヶ月	その他必要事項	3	1年	その他必要事項						
	配 電 盤	1	1ヶ月	計器の異常、表示 札表示灯の異常	1	1年	裏面配線の塵埃汚損、損傷、過熱	1	2年	停止して各部の損傷、過熱、ゆるみ	1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	ゆるみ、断線	2	2年	断線、接触、脱落	2	1年	接地抵抗測定
		2	1ヶ月	操作、切換開閉器などの異常	2	1年	接地線接続部	3	2年	端子、配線符号	3	2年	保護継電器の動作特性
	電 力 用 コンデンサ	1	1ヶ月	本体外部点検、漏油、汚損、音響、振動	1	1年	外部の損傷、腐食				1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定
	断 路 器 遮 断 器 開閉器類	1	1ヶ月	受変電設備用と同じ	1	1年	受変電設備用と同じ	1	2年又は一定の遮断回数による	受変電設備用と同じ	1	1年	絶縁抵抗測定
											2	1年	接地抵抗測定
											3	3年	絶縁油試験
配電設備 (屋外電線を含む)	配 電 用 変 圧 器	1	1ヶ月	必要により特定範囲のものについて行う(点検箇所、ねらいは受変電設備用と同じ)	1	1年	受変電設備用と同じ	1	5年 ～10年	受変電設備用と同じ	1	1年	受変電設備用と同じ
	そ の 他 付 属 設 備	1	1ヶ月	必要により特定範囲のものについて行う	1	1年	母線、がいし、クランプ、支持物などは受変電設備用に準じて行う(停止せず)	1	3年	必要により特定対象を定めて行う(この場合停止して点検する)	1	1年	絶縁抵抗測定
											2	1年	接地抵抗測定
								2	3年	その他必要事項			

目	項	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測 定		
		No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目
配 電 設 備	電線及び 支持物	1	1ヶ月	電線の高さ及び他の 工作物樹木との 離隔距離	1	1年	電柱、腕木、がいし、 支線、支柱、 保護網などの損傷	1	3年 ～5年	必要により特定対 象を定めて行う（ 点検箇所、部位は 定期巡視点検より 抜粋）	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	標識保護さくの状態	2	1年	腐食 電線取付状態、弛 度						
		3	1年		3	1年	その他必要事項						
	ケーブル	1	1ヶ月	ヘッド、接続箱、 分岐箱など接続部 の加熱、損傷、腐 食及びコンパウン ド油漏れ	1	1年	ケーブル腐食、き れつ、損傷	1	5年	必要により特定対 象を定めて行う（ 点検箇所、部位は 定期巡視点検より 抜粋）	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	布設部の無断掘削	2	1年	その他必要事項				2	1年	接地抵抗測定
		3	1ヶ月	標識、他物との離 隔距離				2	3年 ～5年	地盤沈下の影響			
負 荷 設 備	電 動 機 そ の 他 回 転 機	1	1日	運転者が音響、回 転、過熱、異臭、 給油状況などにつ いて注意する	1	3ヶ月	音響、振動、温度 停止して各部の汚 損、ゆるみ、損傷	1	3年	必要により特定対 象を定めて行う 温度上昇等を考慮 し内部分解点検、 コイル、軸受、通 風、付属装置など の手入	1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年					2	1年	接地抵抗測定
		2	1ヶ月	必要により特定範 囲のものについて 電気担当者が行う	3	1年	伝達装置の異常な ど外部点検を行う 制御装置点検				3	1年	必要により特 性試験
					4	1年	接地線接続部	2	3年	温度上昇等を考慮 し、回転子引出掃 除			
					5	1年	その他必要事項	3	3年	その他必要事項			
	電熱乾燥 装 置	1	1日	運転者が温度、変 形、損傷などにつ いて注意する	1	1年	停止して各部の変 形、損傷、ゆるみ 可燃物との離隔状 況	1	3年	必要により特定対 象を定めて行う（ 点検箇所、部位は 定期に準じて内部 点検を行う）	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	接続部変色、過熱、 熱線の腐食、取付 点検	2	1年	その他必要事項				2	1年	接地抵抗測定
		3	1ヶ月	必要により特定範 囲のものについて 電気担当者が行う									
	照明設備	1	1日	使用者が異音、汚 損、不点、温度、 臭気過熱などに注 意する	1	1年	照明効果、汚損、 音響、温度、コン パウンド洩れ				1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	その他必要事項				2	1年	接地抵抗測定
	配線及び 配線器具	1	1ヶ月	開閉器の点検、湿 気、じんあい等に 注意	1	1年	開閉器、器具との 接続	1	2年	許容電流と負荷電 流との確認	1	1年	絶縁抵抗測定
				器具の損傷、腐食、 分電盤スイッチ、 ヒューズの適正及 びゆるみ、過熱			器具の損傷、腐食、 分電盤スイッチ、 ヒューズの適正及 びゆるみ、過熱				2	1年	接地抵抗測定
											3	1年	必要により配 線用遮断器及び漏 電遮断器の特性試 験

項 目		日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測 定		
		No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目
発 電 設 備	原 動 機 関 係	1	1ヶ月	燃料系統からの油漏及び貯油	1	1年	機関主要部分の分解、点検	1	3年又は一定の運転時間による	内燃機関の分解点検、測定			
		2	1ヶ月	機関の始動、停止									
		3	1ヶ月	始動用空気タンクの圧力 その他必要事項は細則による									
	発 電 機 関 係	1	1ヶ月	電動機その他回転機と同じ	1	1年	電動機その他回転機と同じ	1	3年	電動機その他回転機と同じ	1	1年	絶縁抵抗測定
	蓄 電 池										2	1年	接地抵抗測定
											3	3年	継電器試験
		1	1ヶ月	液面、沈殿物、色相、極板彎曲、隔離板、端子のゆるみ、損傷	1	1年	木台、がいしの腐食、損傷、耐酸塗料のはくり	1	3年	充電装置の内部点検	1	1ヶ月	比重測定
		2	1ヶ月	充電装置の動作状態	2	1年	床面の腐食、損傷	2	3年	必要により対象を定めて行う	2	1ヶ月	液温測定
		3	1ヶ月	電池の電圧	3	1年	その他必要事項				3	1ヶ月	電圧測定
											4	1年	絶縁抵抗測定 (充電装置)

日常巡視点検手入記録

事業場名

年実施

点検対象設備		項目	巡視点検手入結果			
			実施月日 点検者	実施月日 点検者	実施月日 点検者	実施月日 点検者
受変電設備	電線及び支持物					
	ケーブル					
	断路器					
	遮断器 開閉器類					
	母線					
	受電用変圧器					
	計器用変成器					
	避雷器					
	配電盤					
	電力用 コンデンサ					
配電設備 (屋外電線路含む)	断路器 遮断器					
	配電用変圧器					
	その他 付属設備					
	電線及び 支持物					
	ケーブル					
負荷設備	電動機その他 回転機					
	電熱乾燥装置					
	照明設備					
	配線					
発電設備	原動機関係					
	発電機関係					
	蓄電池					
その他						
記事						

定期 精密 巡視点検手入記録

事業場名

点検対象設備		項 目	実施年月日	年	月	日	天候	気温	湿度
		巡視点検手入結果							点検責任者
受変電設備		電 線 及 び 支 持 物							
		ケ ー ブ ル							
		断 路 器							
		遮 断 器、開 閉 器 類							
		母 線							
		受 電 用 変 圧 器							
		計 器 用 変 成 器							
		避 電 器							
		配 電 器							
		電 力 用 コ ン デ ン サ							
配電設備 (屋外電線路含む)		断 路 器、遮 断 器							
		配 電 用 変 圧 器							
		そ の 他 付 属 設 備							
		電 線 及 び 支 持 物							
		ケ ー ブ ル							
負荷設備		電 動 機 其 他 回 転 機							
		電 熱 乾 燥 装 置							
		照 明 設 備							
		配 線							
発電設備		原 動 機 関 係							
		発 電 機 関 係							
	蓄 電 池								
その他									
記事									

機器精密点検測定記録

年 月 日 実施
点検責任者
事業場名

機器名	製造者 型式番号	定格	動作及び特性試験		絶縁油試験		その他	点検測定結果 及び適要(処置)
			動作状態	特性	耐電圧	酸価		
記 事								

絶縁抵抗測定記録

主任技術者確認印

事業場名

測定日	年 月 日	測定器具	測定責任者	
天 候				
気温、湿度				

区 分		測定値 メガオーム		良否	適要(処置)
番号	回路名	使用電圧	線 間 大 地 間		

記 事

--

接地抵抗測定記録

主任技術者確認印

事業場名

測 定 日	年 月 日	測定器具		測定責任者	
天 候					
気温、湿度					

接地極詳細				法定最高 抵 抗 値	測定値 オーム	良 否	適 要 (処 置)
番 号	埋設位置	当該接地極にて 接地させる機器 及び電気施設の	接地 種別				

接地線系統図(接地線の種類及び太さ記入のこと)

電気事故記録

軽 重
(何れか抹消)

年 月 日

記録作成者

速報提出	年 月 日 時	詳報提出	年 月 日	事業場名
提出方法		提出方法		備考
提出先		提出先		

件 名						
事故発生の日時		天 候				
事故発生の場所						
事故発生の電気工作物		使用電圧				
事故の状況						
事故の原因						
保護装置の種類及び動作の適否						
被害電気工作物の概要						
他に及ぼした障害						
供給支障電力及び供給支障時間		発電支障電力及び発電支障時間				
復旧の日時		復旧に要する費用				
事故再発の防止対策						
被 害 者	所属	氏名	性別	年齢	作業 経験年数	被害の内容
自家用電気工作物の概要	業種		発電電力	kW	発電電圧	V
			受電電力	kW	受電電圧	kV

補修工事記録

[illegible]

受 電 日 誌

(1) 電力使用記録

年 月 日 曜日

天候 気温 ℃ 湿度 パーセント

													検印						
													勤務者						
時刻	受 電 盤											配 電 盤							
	電圧(ボルト)			電流(アンペア)			力率 (パーセント)	電力 (キロワット)	電 力 量 (キロワットアワー)			記事	線		線		線		記事
	R・S	S・T	T・R	R	S	T			読み	差× 200	電力量		電流 (アンペア)	電力 (キロワット)	電流 (アンペア)	電力 (キロワット)	電流 (アンペア)	電力 (キロワット)	
2																			
4																			
6																			
8																			
10																			
12																			
14																			
16																			
18																			
20																			
22																			
24																			
電力 量	受 電						記 事												
	月 累 計																		
	最 大																		
	平 均																		
負 荷 率																			

設備台帳(補修記録)

台帳作成者

機器名		設置場所		事業場名	
		使用種別		整理番号	

定 格	(銘板写し)	所 定 略 図	
		年月日	主要記事(移動・修理・その他)
製 作 者			
製 作 番 号			
製作年月日			

年月日	負荷明細	年月日	主要記事(移動・修理・その他)

記 事

--

法定事業者検査記録

- ① 検査年月日
- ② 検査の対象
- ③ 検査の方法
- ④ 検査の結果
- ⑤ 検査を実施したものの氏名
- ⑥ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- ⑦ 検査の実施に係る組織
- ⑧ 検査の実施に係る工程管理
- ⑨ 検査協力会社の管理に関する事項
- ⑩ 検査記録の管理に関する事項
- ⑪ 検査に係る教育訓練に関する事項

記録の保存年限は上記①～⑥は5年間、⑦～⑪は法定事業者検査を行った後最初に安全管理審査の結果の通知を受けるまでの間とする。

別紙 1 1 小規模補修業務実施要領

小規模補修業務は、「小規模補修施工業務」と「補修部品等購入業務」からなる。

1. 小規模補修施工業務について

1.1 対象業務の定義等

- 1) 小規模補修施工業務とは、施設（管路施設含む）に不具合（小規模な破損、故障）が生じた場合、外観、機能、形状等を元に回復させ、施設の正常な運転を担保するものであり、専門業者でなければ取外し分解取付作業等が困難である場合や、実施にあたって比較的高度な専門技術を要する補修をいう。また、小規模な材質変更、機能向上や改良を伴う補修を含むものとする。ただし、軽易な修理及び造作、部品交換作業等は含まない。
- 2) 上記1) に示す軽易な修理及び造作とは、通常のメンテナンス作業において簡単に取外し、分解等が可能であり、高度な専門技術を要さない修理作業又は現場で実施する簡易な補修塗装作業をいう。
- 3) ただし、この小規模補修施工業務を行うにあたっては予め、補修施工の目的、箇所、関係図面、補修内容、補修期間、施工業者名、見積価格等を記載した打合せ記録簿を発注者に提出し発注者の承諾を得ること。補修費用は、発注者が承諾した受注者の見積価格によるものとする。

1.2 小規模補修施工業務対象外業務の具体的事例

以下に小規模補修施工業務対象外の具体的事例を示す。

- ・ 手工具（溶接を含む）、支給材料等を用いて簡易に取替え、修理可能な破損
- ・ 重機を使用せず作業可能な配管補修。
- ・ 重機の使用を伴わないバルブ、ストレーナ、水中ポンプ等の交換、ポンプ類のグランドパッキン、Vベルトの交換調整等。
- ・ ベルトコンベア類の塩化ビニルローラ部分の交換、スクレーパ交換調整、ベルトクリーナの交換、スカート類の補修
- ・ 電気設備の部品交換で、リレーマグネット、ブレーカ、リミットスイッチ、電流計、温度計、照明器具、表示灯、その他スイッチ類
- ・ 計装機器の調整で、指示計、変換器、演算器類で簡易なもの。
- ・ 機器、配管等の錆、腐食等による剥離、錆防止等の局所的な塗装。

1.3 小規模補修施工業務の実施についての協議

当該業務において発生し、小規模補修施工業務に関する事案に関して、当該案件が、小規模補修施工業務の対象となるか否かをはじめ、補修目的、補修箇所、補修内容、補修期間、施工業者名、見積価格等について、必ず事前に発注者、受注者協議を行い合意の上、実施するものとする。

2. 補修部品等購入業務について

2.1 対象業務の定義等

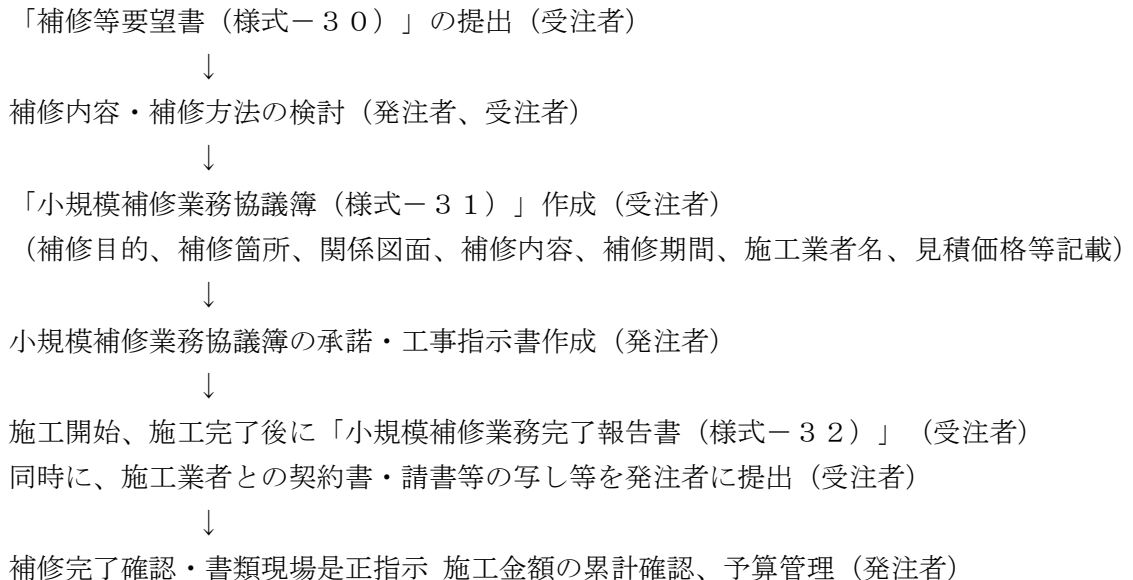
補修部品等購入業務は、当該業務において、各種プラント機器、配管、配線、ダクト類等の取替補修等に必要な部品、及び管路施設の補修に必要な材料で、小規模なものの購入を行うものである。ただし、この補修部品購入業務を行うにあたっては、予め部品の使用目的、使用箇所、全体個数、仕様、見積価格、入手が必要な年月日等を記載した打合せ記録簿を発注者に提出し、発注者の承諾を得ること。購入費用は、発注者が承諾した受注者の見積価格によるものとする。

2.2 補修部品等購入業務の実施についての協議

当該業務において発生した補修部品等購入業務に関する事案に関して、当該案件が、補修部品等購入業務の対象となるか否かをはじめ、購入目的、図面、仕様、使用箇所、購入時期、購入業者名、見積価格等について、必ず事前に発注者、受注者協議を行い合意の上、実施するものとする。

3. 小規模補修施工業務及び補修部品等購入業務のフロー

小規模補修施工業務



補修部品等購入業務

「補修等要望書（様式－３０）」の提出（受注者）

（購入目的、図面、仕様、使用箇所、購入時期、購入業者名、見積価格等を記載）



小規模補修業務協議簿の承諾・購入指示書作成（発注者）



補修部品購入後に「小規模補修業務完了報告書（様式－３２）」提出（受注者）

部品購入先からの納品書等の写しを発注者に提出



報告書確認及び部品現物、個数確認、予算管理（発注者）

別紙 1 2 規制基準値（放流水及び排ガスに係る基準）

項 目		排水基準を定める省令	水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例	水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量等に係る総量規制基準 (大阪府公示361号)	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則	下水道法施行令	放流基準	
							No.1放出口	No.2放出口
pH		5.8～8.6(海域5.0～9.0)	5.8～8.6			5.8～8.6	5.8～8.6	
浮遊物質(SS)	mg/ℓ	200(日間平均150)	日間平均70			40	40	
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/ℓ	160(日間平均120) 河川	日間平均20			計画放流水質 15,10	計画放流水質 15	計画放流水質 10
化学的酸素要求量(COD)	mg/ℓ			C値 20,15			3290(kg/日)=40000m ³ ×20mg/L+(30000+68000+68000)m ³ ×15mg/L	
全窒素(T-N)	mg/ℓ	120(日間平均60)		C値 25,15,10		計画放流水質 一, 20	120(日間平均60)	計画放流水質 20
アンモニア性窒素(NH ₄ -N)	(アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素) mg/ℓ	(アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素) 100				排水基準省令、条例と同値	(アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素) 100	
亜硝酸性窒素(NO ₂ -N)	mg/ℓ						3150(kg/日)=40000m ³ ×25mg/L+(30000+68000)m ³ ×15mg/L+68000m ³ ×10mg/L	
硝酸性窒素(NO ₃ -N)	mg/ℓ							
全りん(T-P)	mg/ℓ	16(日間平均8)		C値 2,1		計画放流水質 一, 3	16(日間平均8)	計画放流水質 3
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類 動植物油脂類	mg/ℓ	5 30	2 5		排水基準省令、条例と同値	2 5	
フェノール類	mg/ℓ	5	1			排水基準省令、条例と同値	1	
シアン含有量	mg/ℓ	1				排水基準省令、条例と同値	1	
アルキル水銀	mg/ℓ	検出されないこと				排水基準省令、条例と同値	検出されないこと	
有機りん	mg/ℓ	1				排水基準省令、条例と同値	1	
カドミウム	mg/ℓ	0.03				排水基準省令、条例と同値	0.03	
鉛	mg/ℓ	0.1				排水基準省令、条例と同値	0.1	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/ℓ	0.003				排水基準省令、条例と同値	0.003	
六価クロム	mg/ℓ	0.5				排水基準省令、条例と同値	0.5	
砒素	mg/ℓ	0.1				排水基準省令、条例と同値	0.1	
総水銀	mg/ℓ	0.005				排水基準省令、条例と同値	0.005	
クロム	mg/ℓ	2	2			排水基準省令、条例と同値	2	
銅	mg/ℓ	3	3			排水基準省令、条例と同値	3	
亜鉛	mg/ℓ	2	2			排水基準省令、条例と同値	2	
鉄(溶解性)	mg/ℓ	10	10			排水基準省令、条例と同値	10	
マンガン(溶解性)	mg/ℓ	10	10			排水基準省令、条例と同値	10	
ふっ素及びその化合物	mg/ℓ	8(海域以外)				排水基準省令、条例と同値	8	
ほう素及びその化合物	mg/ℓ	10(海域以外)				排水基準省令、条例と同値	10	
トリクロロエチレン(TCE)	mg/ℓ	0.1				排水基準省令、条例と同値	0.1	
ポリクロロエチレン(PCE)	mg/ℓ	0.1				排水基準省令、条例と同値	0.1	
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.2				排水基準省令、条例と同値	0.2	
四塩化炭素	mg/ℓ	0.02				排水基準省令、条例と同値	0.02	
1, 2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.04				排水基準省令、条例と同値	0.04	
1, 1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	1				排水基準省令、条例と同値	1	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.4				排水基準省令、条例と同値	0.4	
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/ℓ	3				排水基準省令、条例と同値	3	
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.06				排水基準省令、条例と同値	0.06	
1, 3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.02				排水基準省令、条例と同値	0.02	
テトラム	mg/ℓ	0.06				排水基準省令、条例と同値	0.06	
シマジン	mg/ℓ	0.03				排水基準省令、条例と同値	0.03	
チベンカルブ	mg/ℓ	0.2				排水基準省令、条例と同値	0.2	
ベンゼン	mg/ℓ	0.1				排水基準省令、条例と同値	0.1	
セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.1				排水基準省令、条例と同値	0.1	
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5				排水基準省令、条例と同値	0.5	
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ				10	ダイオキシン対策特別、条例と同値	10	
大腸菌群数	個/cm ³	3000(日間平均)	3000(日間平均)			3000以下	3000	
色又は臭気			放流先で支障をきたす色、臭気(府条例等)			条例と同値	放流先で支障をきたす色、臭気	
ニッケル	mg/ℓ							

(焼却炉からの排ガスに係る基準)

今池水みらいセンター

(焼却炉がかつの排ガスに依る基準)			すばみらいセンター				
			単位	基準値			
				新1号炉	2号炉	3号炉	(Kの値)
大気汚染防止法	ばいじん	O ₂ 12%換算値	g/m ³ N	0.08	0.15	0.08	—
	硫酸酸化物	排出量	m ³ N/h	q(*1)	q(*1)	q(*1)	1.17
	窒素酸化物	O ₂ 12%換算値	ppm	250	250	250	—
	塩化水素	O ₂ 12%換算値	mg/m ³ N	700	700	700	—
	水銀等	O ₂ 12%換算値	μg/m ³ N	30	50	50	—
大阪府生活環境の保全に関する条例	アンチモン及びその化合物	【排出口基準】	mg/m ³ N	C (*2)	C (*2)	C (*2)	0.204
	塩素						3.23
	カドミウム及びその化合物						0.0170
	臭素						0.728
	銅及びその化合物						0.340
	鉛及びその化合物						0.0680
	バナジウム及びその化合物						0.0340
	ベリリウム及びその化合物						0.00340
	ホルムアルデヒド						0.456
	マンガン及びその化合物						0.136
	ニッケル化合物	【設備・構造の基準】	—	汚染防止装置を設け適正に管理すること			—
	砒素及びその化合物						
	六価クロム						
ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類	O ₂ 12%換算値	ng-TEQ/m ³ N	1	5	1	—

(*1) $q = K \cdot 10^{-3} \cdot He^2$

q: いおう酸化物の量(単位 温度0℃、圧力1気圧の状態に換算したm³毎時)

K: 政令で定める地域ごとの定数

He: 補正された排出口高さ(m)

(*2) $C = K \cdot S / Q$

C: 規制基準値(mg/m³N)

K: 有害物質の種類ごとの定数

S: 付表第二に掲げる場合ごとに定めた算式により算出される値

Q: 温度が摂氏0度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス量(単位 m³毎分)

付表第二の計算式

Ho<6の場合	$S = b^2$
$Ho \geq 6$ かつ $4.7(Ho-6) \leq b < 4.7Ho$ の場合	$S = (Ho-6)^2 + b^2$
$Ho \geq 6$ かつ $b \geq 4.7Ho$ の場合	$S = (Ho-6)^2 + 22.1Ho^2$
$Ho \geq 6$ かつ $b < 4.7(Ho-6)$ であって、排出口の中心から、4.7(Ho-6)の水平距離内に、排出口の中心を頂点とする側面が俯角12度をなす円錐すい面から上部に突出する他人の所有する建築物(倉庫等は除く)がある場合	$h < Ho$ の場合 $S = (Ho-h)^2 + d^2$
	$h \geq Ho$ の場合 $S = d^2$
前各項に掲げる場合以外の場合	$23.1(Ho-6)^2$

Ho: 排出口の実高さ(m)

b: 排出口の中心からその至近にある敷地境界線までの水平距離(m)

h: 排出口の中心からその至近にある建築物の実高さ(m)

d: 排出口の中心からその至近にある建築物までの水平距離(m)

	2号炉	3号炉
Ho	40.6	30
b	140	150
h	3	3
d	200	200

別紙 13 雨天時マニュアル

今池水みらいセンターにおける雨天時マニュアルを以下に示す。雨天時には、本マニュアルに基づき、適切な運転を行うこととする。

(1) 運転方法

水量、水位等	運転操作状況	備 考
汚水送水量>7,500m ³ /h ※砂ろ過への揚水量を 7,500m ³ /h（構造物の制約による（逆洗排水槽へのオーバーフロー））に制限	ろ過バイパス	※水防要領レベル 1 相当
汚水送水量>11,000 m ³ /h：水処理能力（高級処理） ①1 系簡易放流実施 ②2、3 系簡易放流実施	生物反応槽 バイパス	※水防要領レベル 2 相当 事務所幹部へ連絡
汚水送水量>25,000m ³ /h（水処理流下能力）かつポンプ井水位<TP-5.0mを維持できない場合 ①流入ゲート等による流入制限実施 （ただし着水井前水位がTP+1.0mを超える場合は着水井ゲートによる制限に切り替え）	ゲート操作による流入制限	※水防要領レベル 3 相当 事務所幹部へ連絡 市町村へ連絡

(2) 着水井水位と想定管内貯留量

管内貯留量 (m ³)	着水井前水位 (TP)	流入制限	ポンプ井水位 (TP)
15,000	+2m	↑	
14,300	+1m	着水井ゲートで制限へ切替	注 1
12,300	0m	↑	
3,800	-3m	沈砂池流入ゲートで制限	注 2
	-5m	↑	-5m維持

注 1：TP+3.0mで沈砂池流入ゲート上部より汚水越流するため切替

注 2：沈砂池スラブ=TP-2.9m